

学校いじめ防止基本方針

岸和田市立山直北小学校

令和8年4月1日

目 次

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方	1
1 基本理念	
2 いじめの定義	
3 いじめ防止のための組織	
4 取組状況の把握と検証（PDCA）	
第2章 いじめ防止	2
1 基本的な考え方	
2 いじめの防止のための措置	
第3章 早期発見	3
1 基本的な考え方	
2 いじめ早期発見のための措置	
第4章 いじめに対する迅速な対応	4
1 基本的な考え方	
2 いじめ発見・通報を受けたときの対応	
3 いじめられた子ども又はその保護者への対応	
4 いじめた子どもへの指導又はその保護者への助言	
5 いじめが起きた集団への働きかけ	
6 ネット上のいじめへの対応	
7 感染症等に対する偏見や差別の防止について	
8 特定の国や人種に対する偏見や差別の防止について	
9 重大事態への対応	
【別添資料】	
1 いじめ事象生起時の対応について	
2 ネット上のトラブルへの対応	

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

本校では、「心豊かで主体的に生きる子どもを育てる」を教育目標としており、人権教育をその根底において教育活動を行っている。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに『学校いじめ防止基本方針』を定める。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない子どもの意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、子ども一人ひとりを多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、子どもの人格の健やかな発達を支援する指導を徹底することが重要となる。

2 いじめの定義

【「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットをつうじて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。】

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話・スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ・卑わいなことを言われたり、身体を触られたり、性的な動画・画像を撮影・送信されたりするなど、性的な嫌がらせや性的な行為をされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ・虐待・不登校等防止対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、生活指導主担、各学年主任、養護教諭、人権教育主担者、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部専門家。

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめへの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗状況のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針・問題行動対応チャートの見直し

4 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ・虐待・不登校等防止対策委員会は、各学期に1回以上、年3回以上、検討会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、子どもが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

2 いじめの防止のための措置

(1) 平素からの子どもの行動を細かく観察するとともに、学級間・学年間の情報交換を活発に行い、子どもに対して広くアンテナを張り、小さな変化に気づき、いじめの未然防止に努める。また、生活面・学習面ともに規律ある環境を大切にし、子ども一人ひとりが安心して過ごせる学校づくりをすすめる。

(2) 道徳の時間をはじめとするすべての教育活動をとおして、いじめを絶対に許さないという態度を育成する。そのため平素から子どもの実態を把握し、生命を大切にし、自他の存在を認め合い、相互尊重や、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

(3) いじめについての校内研修を行い、全教職員がいじめについて共通理解し、小さなサインを見抜く力量をさらに向上させる。また教職員の不適切な認識や言動等、指導のあり方に注意を払いながら子どもに指導を行う。

- (4) 学級の子ども一人ひとりについて、表情の変化、思いや願い、友だち関係、生活背景、家庭環境などをしっかりとらえ、学校行事や学級活動を通して子どもつながりが信頼と協調にもとづいたものになるように取り組む。同時に子ども一人ひとりが活動をとおして成功体験を重ねることで、自己有用感や自己肯定感を持てるようにしていく。
- (5) 子ども会や委員会活動などを中心にすべての子どもが、いじめのない学校づくりにむけた運動に取組み、子ども自らがいじめについて学び、いじめは絶対許さないという態度を育む。
また縦割り活動や清掃活動などをつうじて異学年同士がふれあう機会を設け、相手へのいたわりの心や尊敬の念を育む。
- (6) 学校と保護者が子どもの様子について普段から交流を活発に行い、小さなサインを見逃さず見守るようにする。
- (7) 地域との連携を活発に行い校外での体験学習をとおして子どもの規範意識を培う。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあって子どもがいじめを認めることを恥ずかしいと考えるなど、いじめの拡大を恐れて訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある子どもが、いじめにあっては、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする行動力が求められている。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、生活アンケートやいじめ対応セルフチェックシートを実施することによりすべての子どもの様子を把握するきっかけをつくる。

生活アンケートの結果や前年度からの引き継ぎなどを考慮したうえで、注意深く日常の観察を行い、少しでも気になる点が見られた場合は、学年団や生活指導担当に報告し、組織的に対処する。

(2) 保護者と連携して子どもを見守るため、学校側から積極的に連絡をとり、普段の様子を伝えておく。

(3) 子ども、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できるように、相談窓口などに関する周知活動を継続的に行っていく。

(4) いじめの未然防止、早期発見のための取り組みが適切に機能しているかなど、虐待・いじめ・不登校等防止対策委員会などにおいて定期的に体制を点検する。

(5) 教育相談等で得た子どもの個人情報については、その対外的な取扱いについて、個人情報保護の観点に基づき、慎重に取り扱う。

第4章 いじめに対する迅速な対応

1 基本的な考え方

いじめにあった子どものケアが最も重要であるが、いじめ行為に及んだ子どもの原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた子ども自身が相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した子ども同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを行うじて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な子どもや保護者への対応については、(別添)「いじめ事象生起時の対応について(平成24年9月市教委作成)」「ネット上のトラブルへの対応(平成25年10月市教委作成)」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候や行為であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わり、積極的に認知する。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、子どもや保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や生活指導主担に報告し、いじめの防止等の対策のための組織(いじめ・虐待・不登校等防止対策委員会)と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係する子どもから事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が市教委に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、最善を考えたいうてその場に応じて直接会う等、丁寧に行う。

- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている子どもを徹底して守りとおすという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた子ども又はその保護者への支援

- (1) まず、いじめられた子どもの安全確保と心のケアに最優先で取り組み、いじめられた子どもに寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた子どもにとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、虐待・いじめ・不登校等防止対策委員会が中心となって組織として対応する。状況に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの協力を得て対応を行う。

4 いじめた子どもへの指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせたいという観点から、いじめたとされる子どもからも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる子どもからの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた子どもの保護者と連携し、協力を求めるとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどと協力し保護者に継続的な助言を行う。

- (3) いじめた子どもへの指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた子どもが抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、該当する子どもの安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした子どもに対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった子どもに対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることをつうじて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた子どもに対しても、そうした行為がいじめを受けている子どもにとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の子どもは、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを子どもに徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の子どもたちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての子どもが、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって子ども一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、子どもが他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった子どもの指導をとおして、その背景や課題を分析し、これまでの子どもへの対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、子どものエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

運動会や文化祭、校外学習等は子どもが、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、子どもが、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上での不適切な書き込み等（学校使用のタブレットも含む）があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、虐待・いじめ・不登校等防止対策委員会において対応を協議し、関係する子どもからの聞き取り等の調査、子どもが被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった子どもの意向を尊重するとともに、該当する子ども・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ子への対応については市教委に連絡し、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

- (3) また、情報モラル教育を進めるため、総合的な学習の時間等において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 感染症等に対する偏見や差別の防止について

感染した子ども及びその家族等に対する偏見や差別につながるような言動を防ぐため、保健学習や保健指導をつうじて、適切な知識が習得できるよう発達段階に応じた指導を行い、偏見や差別を許さない集団の育成を図る。

8 特定の国や人種に対する偏見や差別の防止について

特定の国や人種に対する偏見や差別につながるような言動や行動を防ぐため、人権教育をつうじて、一人ひとりの人権を尊重する仲間づくりをして、偏見や差別を許さない集団の育成を図る。

9 重大事態への対応

市教委に重大事態の発生を報告（※市教委から市長等に報告）

①生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い（子どもが自殺を企図した場合等）。

②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い。

※子どもや保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき。

→市・市教委が重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

市・市教委の指導・支援のもと、対応に当たる。

市・市教委が調査主体となる場合

市・市教委の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。